

コンクリートブロック造の塀の設置状況

●平成30年6月26日現在

	施設名	住所	所管局部課	塀高さ	備考
1	競馬場	日の出町437-1	農政部農務課	2.8m	不適（部分的に歪みあり）
2	旧農村婦人の家	幌向南2条3丁目	企画財政部財政課	0.6m	問題なし
3	鉄北地区多目的研修会館	稔町206-5	農政部農業基盤整備課	0.8m	問題なし（一部笠木の落下）
4	2条団地	2条西3丁目	建設部建築課	1.0m	問題なし
5	弥生ヶ丘団地	栗沢町最上	建設部建築課	2.0m	問題なし
6	第1中継ポンプ場	9条西12丁目	水道部下水道課	1.4m	問題なし（H27設置）
7	栗沢病院職員住宅	栗沢町本町	市立病院	1.2m	問題なし（一部歪みあり）
8	絵画ホール・松島正幸記念館	7条西1丁目	教育部生涯学習・文化・スポーツ振興課	0.7m	問題なし（一部破損あり）
9	利根別児童館	5条東13丁目	教育部子ども課	1.0m	問題なし

[トップ](#)

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について



情報発信元 建築課 | 最終更新日 2018年06月26日 | ページID 3114167

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について

塀の所有者等への注意喚起

平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震による塀の被害を受け、国土交通省より既設の塀についてのチェックポイントが作成されました。

塀の所有者・管理者においては別紙1のチェックポイントについて、安全点検の実施をお願いいたします。なお、点検のうち、ブロック内部の診断の実施にあたっては、建築士や専門工事業者等の専門家への相談、問い合わせ窓口を設置いたしましたので、別紙2参考資料をご利用ください。

チェックポイントで安全点検を実施した結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要となります。

[別紙1 ブロック塀の点検のチェックポイント\(PDF:101KB\)](#)[別紙2 参考資料\(PDF:555KB\)](#)Get Adobe
Acrobat Reader

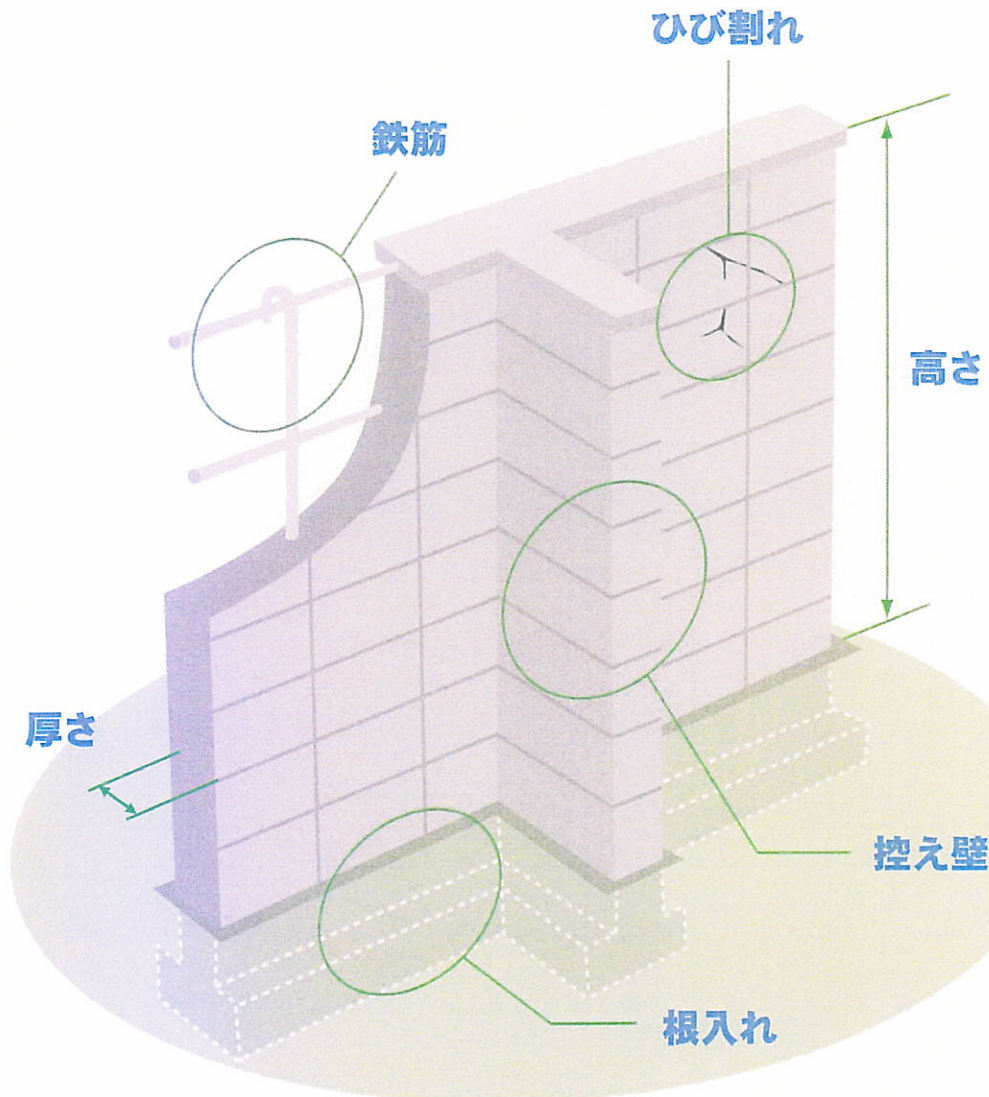
PDFデータをご覧になるにはAdobe Readerが必要です。
お持ちでない方は、[こちら](#)からダウンロードしてください。

問合せ先

建築課

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

電話番号：0126-23-4111 | ファックス番号：0126-23-7272 |



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

(別紙 2)

<第一段階：外観に基づく点検>

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm<高さ 2m 超は 15cm> 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

<第二段階：ブロック内部の診断>

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

建築士、専門工事業者等の専門家への相談、問い合わせ先

(一社) 北海道建築士事務所協会 空知支部 (株式会社 金田設計内)
岩見沢市西川町 505 番地 8 ☎0126-25-0313

その他の問い合わせ窓口

岩見沢市建設部建築課建築指導係
岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号 ☎0126-23-4111